

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準に基づき、次の事項について東北厚生局長に届出を行なっております。

1. 外来関係

- がん治療連携指導料
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料
- 電子的診療情報連携体制整備加算 1
- 二次性骨折予防継続管理料 3
- CT 撮影

2. 病棟関係

■ 3 病棟 回復期リハビリテーション病棟入院料 2

- 感染対策向上加算 3 ●連携強化加算 ●サーベイランス強化加算 ●認知症ケア加算 3 ●データ提出加算 1・3
- 入院ベースアップ評価料 68 ●二次性骨折予防継続管理料 2 ●口腔管理連携加算

当病棟では、1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、5 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

◆朝 9 時～夕方 1 7 時までの看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 1 2 人以内です。

◆夕方 1 7 時～朝 9 時までの看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 0 人以内です。

■ 5A 病棟 療養病棟入院料 1

- 療養病棟療養環境加算 1 ●感染対策向上加算 3 ●連携強化加算 ●サーベイランス強化加算 ●認知症ケア加算 3
- 診療録管理体制加算 2 ●データ提出加算 1・3 ●入院ベースアップ評価料 68 ●経腸栄養管理加算 ●口腔管理連携加算
- 二次性骨折予防継続管理料 2 ●電子的診療情報連携体制加算 1

当病棟では、1 日に 5 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、5 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

◆朝 9 時～夕方 1 7 時までの看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 1 1 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

◆夕方 1 7 時～朝 9 時までの看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 1 6 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 3 2 人以内です。

■ 5B 病棟 療養病棟入院料 1

- 療養病棟療養環境加算 1 ●感染対策向上加算 3 ●連携強化加算 ●サーベイランス強化加算 ●認知症ケア加算 3
- 診療録管理体制加算 2 ●データ提出加算 1・3 ●入院ベースアップ評価料 68 ●経腸栄養管理加算 ●口腔管理連携加算
- 二次性骨折予防継続管理料 2 ●電子的診療情報連携体制加算 1

当病棟では、1 日に 5 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、5 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

◆朝 9 時～夕方 1 7 時までの看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

◆夕方 1 7 時～朝 9 時までの看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 3 2 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 3 2 人以内です。

■ 入院時食事療養（1）・入院時生活療養（1）

当病棟では、常勤の管理栄養士を配置し、個々の栄養管理計画に基づき管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しております。

3. リハビリテーション関係

■ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）

- 注 5 に規定する維持期リハビリテーション

■ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

- 注 5 に規定する維持期リハビリテーション

■ 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）

- 注 5 に規定する維持期リハビリテーション

■ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

治療・訓練を十分実施得る専用の施設・設備を有しております。また、専従の常勤理学療法士 5 名以上、専従の常勤作業療法士 3 名以上、専従の言語聴覚療法士 1 名以上を適切に配置しております。

■ がん患者リハビリテーション料